令和８年（フ）第２２３５号
横浜市青葉区しらとり台３番地33　102
債務者　瀧澤　　健
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７５号
横浜市緑区中山４丁目４番１―301号
債務者　吉田ともえ
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９３号
横浜市神奈川区三ツ沢下町33番25号　ＳＦガーデン山202号
債務者　植村　昌司
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９６号
横浜市南区通町３丁目71番地　スターフィールド305
債務者　野間口千代
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４５号
新潟市北区川西４丁目44番地
債務者　芳野　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６３号
長野市桐原１丁目15番11号　ウェルズ桐原Ａ棟202
債務者　伊藤真紀子（旧姓山田・加藤・猪俣）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５３８号
岡山県倉敷市下津井1482―18　特別養護老人ホームしおかぜ、住民票上の住所岡山県倉敷市児島稗田町12番地
債務者　岡本　修身
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３９号
岡山市南区新保698番地２　芳田市営住宅１号棟303号、旧住所岡山市北区青江一丁目６番26号　青江土地倉庫第２ビル201
債務者　葛原　千波（旧姓金丸）
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４３号
岡山市東区九蟠６番地１、旧住所岡山市北区神田町一丁目８番16号　フローリッシュ神田２―106号
債務者　藤原　一彦
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１号
広島県尾道市久保町2281番地１
債務者　伊藤　亮汰
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１７２６号
福岡市博多区堅粕３丁目１番５―1503号　オリエントビルＮｏ．66ＧＵＡＲＡＮＴＥＥ21
債務者　加藤　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９７号
福岡市南区大橋３丁目23番38号　オーベルハイム三宅
債務者　中村　茂樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３０号
福岡市早良区昭代２丁目１番21―101号　グラン・ジュテ西新
債務者　堤　圭一郎
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０号
長崎県松浦市調川町下免695番地　エンマキアパート201
債務者　岡本　雅昭
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
茨城県取手市寺田4683番地７
債務者　小林　友理
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
茨城県牛久市刈谷町５丁目84番地１グリーンハイツ牛久
債務者　染谷　則子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１３１号
茨城県牛久市牛久町2524番地４（市営南裏住宅第５―201号）
債務者　野島富美雄
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係